

介護保険負担限度額認定申請について

介護保険施設やショートステイを利用する際の食費や居住費については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・居住費の軽減を行っています。

軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- ① 本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること。
 - ② 世帯を別にする配偶者(事実婚を含む)がいる場合も、市町村民税が非課税であること。
 - ③ 預貯金等の資産が単身で1,000万円、夫婦の場合は2,000万円以下であること。
- ※食費・部屋代の利用者負担限度額の判定は、非課税年金(遺族年金、障害年金など)も収入として、判定します。

利用者負担の段階要件と軽減後の1日当たり各負担限度額 (単位：円)

利用者負担段階	食費	居住(滞在)費	
	負担限度額	区分	負担限度額
【第1段階】 世帯全員(世帯を別にする配偶者、事実婚を含む)が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方	300	ユニット型個室	820
		ユニット型準個室	490
		従来型個室(特養以外)	
		従来型個室(特養)	
		多床室	0
【第2段階】 世帯全員(世帯を別にする配偶者、事実婚を含む)が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入額と非課税年金の合計所得金額の合計が80万円以下の方 <u>預貯金等の資産が単身で1,000万円、夫婦の場合は2,000万円以下であること。</u>	390	ユニット型個室	820
		ユニット型準個室	490
		従来型個室(特養以外)	
		従来型個室(特養)	
		多床室	370
【第3段階】 世帯全員(世帯を別にする配偶者、事実婚を含む)が市町村民税非課税で利用者負担段階が第1・2段階以外の方 <u>預貯金等の資産が単身で1,000万円、夫婦の場合は2,000万円以下であること。</u>	650	ユニット型個室	1,310
		ユニット型準個室	1,310
		従来型個室(特養以外)	
		従来型個室(特養)	
		多床室	370
【第4段階】 第1・第2・第3段階のいずれにも該当しない方	第4段階は「低所得者」には該当せず、食費・居住費(滞在費)の基準費用額全額が自己負担となります。		

申請書の他に、添付書類が必要となります。

配偶者の非課税証明書

配偶者の住民票が豊浦町にない場合のみ必要です。

「非課税証明書」の入手方法は、配偶者の住民票がある市町村にお問合わせください。

預貯金の通帳のコピー等

預貯金等資産の合計金額が基準額以下であることを証明するために、ご本人様（配偶者がいる場合はご夫婦 2 人分）の、預金通帳等のコピーを提出していただきます。

- 通帳が複数ある場合は、全ての通帳のコピーが必要です。
- 申請（予定）日直近の最終残高が確認できるよう、記帳してください。
- 1 通の通帳につき、以下（1）（2）（3）のコピーが必要です。
 - （1）銀行・支店・口座番号・名義（→表紙を開けたページ・上下とも）
 - （2）最終残高を含む 2 ヶ月分が確認できる部分
 - （3）一つの通帳で定期預金も預けている場合は、定期預金の最終残高 全て A4（この書類と同サイズ）の用紙に片面印刷し、本人分・配偶者分で分けてください
- 全ての通帳の残高を計算し、合計金額を申請書に記入してください。
- 預貯金等の資産の例と、添付書類は次のとおりです。

「預貯金等」に含まれるもの	確認のため添付が必要な書類
預貯金	通帳の写し ※最終残高を含む 2 ヶ月分が確認できる部分（インターネットバンクの口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積み立て購入を含む）など、 購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債 預貯金等の額と相殺。ただし、営む事業に関する負債は除く	借用証書（貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面）
【申告不要な資産】 生命保険、自動車、貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）、 その他高価な価値のあるもので、ゴルフ場会員権など時価評価額の把握が困難であるもの	

遺族年金・障害年金などの非課税年金の写し

- 受給されている方のみお願いします。

問い合わせ先

豊浦町総合保健福祉施設「やまびこ」保険福祉係 TEL 83-2408